

いずれの手続きも、宮崎県知事以外の登録を受けている方の申請は宮崎県在住者でも受け付けることができません。現在登録している都道府県へ申請書を提出してください。

- ・ 原則、土木事務所又は西臼杵支庁に1部提出してください（県内法定講習受講と同時申請除く）。
- ・ 県外在住者等については建築住宅課への郵送でも受け付けますが、郵送中の事故について責任は負いませんので御留意ください。
- ・ 以下の書類のほか、審査の上で別に書類の提出等が必要となる場合があります。

○宮崎県知事登録（宅地建物取引士証 交付申請）

書類一覧

書類の名称、必要書類等	備考
1 【様式第七号の二の二】 宅地建物取引士証交付申請書	宅地建物取引士証の有効期限が切れている方は、申請書中「申請の種類」欄は「1(新規)」を記載してください（「2(更新)」ではありません）。
2 法定講習を受講した旨の証明	申請書下部での証明又は別途の証明書類による（法定講習実施団体により証明方法は異なる）。 ※資格試験合格後1年を経過していない者は、法定講習の受講不要。
3 顔写真 2枚	同一のもの。縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度。6月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。写真の裏面に申請者の氏名及び登録番号を記入（表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意）。1枚は申請書に貼付。
4 宮崎県収入証紙4,500円分	交付/更新申請手数料。申請書に貼付（申請者側で消印しないでください）。 県外在住者等で、自ら購入できない場合は御連絡ください。
5 現に有する宅地建物取引士証	更新に伴う新たな宅地建物取引士証の交付は、当該宅地建物取引士が現に有する宅地建物取引士証と 引換え に行います。宮崎県で実施する法定講習を受講する場合は受講当日法定講習実施団体に、法定講習を他県で受講した場合は交付申請書等提出時に土木事務所又は建築住宅課に併せて提出してください（書類受付から交付までは日数を要します。日常業務で交付までの間手放せないという方は御相談ください）。 ※登録移転の場合は、登録移転完了した時点で以前登録していた都道府県知事に返納してください。

- ・ 宮崎県で実施する法定講習を受講する場合は、法定講習実施団体（(一社)宮崎県宅地建物取引業協会(0985-26-4522)又は(公社)全日本不動産協会宮崎県本部(0985-24-2527)）に申込みと併せて交付申請書等を提出してください。
- ・ 交付申請書等を郵送いただく場合、新しい宅地建物取引士証は簡易書留で送付しますので、定型サイズの返信用封筒（簡易書留分の切手貼付；通常392円(定形郵便物)）を同封してください。
- ・ 有効期限を超えるなどして宅地建物取引士証が効力を失ったときは、速やかに、宅地建物取引士証を返納しなければなりません。持参又は郵送してください。

○宮崎県知事登録（宅地建物取引士証 再交付申請）

宅地建物取引士とは「宅地建物取引士証の交付を受けた者」であり、亡失等した場合その者は宅地建物取引士としての業務（重要事項の説明、重要事項説明書の記名押印等）ができなくなります。また、その者が専任の宅地建物取引士でありその者を除いた場合第31条の3第1項の規定（従事者数に対する専任の宅地建物取引士の数の割合が5分の1以上とならなければならない）に抵触するに至ったときは、2週間以内に適合させるため必要な措置を執らなければなりません。

そのため、特に宅建業に従事する方は亡失等に気づいたら速やかに再交付を申請してください。亡失等から期間が空いている場合は、その間の専任の宅地建物取引士の設置状況や取引状況等を聞き取り又は立入調査等を行い、業者も含めて処分される場合がありますので御注意ください。

宅地建物取引士証を不注意により無くしてしまうと悪用されるおそれもありますので、そもそも無くすことがないように十分に注意してください。

書類一覧

書類の名称、必要書類等	備考
1 【様式第七号の五】 宅地建物取引士証再交付申請書	「再交付を申請する理由」 ・「亡失」、「滅失」、「汚損」、「破損」した場合、その理由及び事由日に加え、今後このようなことがないように注意することを誓約する旨記載してください。 ・「その他の事由」の場合、その理由を記載してください（宅地建物取引主任者証→宅地建物取引士証の切替え 等）。
2 顔写真 2枚	同一のもの。縦3cm×横2.4cm、顔の大きさ2cm程度。6月以内に撮影した、カラー、無帽、正面、上半身、無背景の写真。写真の裏面に申請者の氏名及び登録番号を記入（表面にインクがにじまないように、また、凹凸が出ないように注意）。1枚は申請書に貼付。
3 宮崎県収入証紙4,500円分	再交付申請手数料。申請書に貼付（申請者側で消印しないでください）。 県外在住者等で、自ら購入できない場合は御連絡ください。
4 現に有する宅地建物取引士証 (宅地建物取引主任者証)	「汚損」、「破損」、「その他の事由」を理由とする場合、宅地建物取引士証の再交付は、申請者が現に有するものと 引換え に行いますので、再交付申請書等提出時に土木事務所又は建築住宅課に併せて提出してください（書類受付から再交付までは日数を要します。日常業務で再交付までの間手放せないという方は御相談ください）。

- ・ 再交付申請書等を郵送いただく場合、新しい宅地建物取引士証は簡易書留で送付しますので、定型サイズの返信用封筒（簡易書留分の切手貼付；通常392円(定形郵便物)）を同封してください。
- ・ 宅地建物取引士証の再交付を受けた後亡失等していた宅地建物取引士証が見つかった場合には、当該宅地建物取引士証は必ず返納してください。